

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ()	2
公 告	
○環境影響評価準備書及び要約書の縦覧 (環境共生課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市計画課)	2
高知海区漁業調整委員会指示	
○船舶を使用しているさき釣りについての指示	2

告 示

高知県告示第706号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市立石字石ケ内山1347の1、1347の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知伊予三島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町芥川字 ビヤガダニ153番1	前	4.2 }	68
	後	4.2 }	68
		46.7	

高知県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 野見港
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市多ノ郷字サガノ谷乙723番4	前	12.0 }	20
	後	12.0 }	20
		17.0	

高知県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 清王新田貝ノ川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町春遠字 森ノ脇1104番1から 幡多郡大月町春遠字 モリノ上へ1562番1 地先まで	前	4.7 }	288
	後	8.2 }	287
		35.5	

高知県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 葦ヶ峠文丸
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町井高 153番1から 高岡郡檮原町井高62 番1まで	前	6.2 }	56
	後	9.2 }	56
		17.1	
高岡郡檮原町井高45 番から 高岡郡檮原町井高44	前	7.2 }	79
		11.8	

番まで	後	9.5 }	79
		33.8	

高知県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村和田字寺谷口南818番1から 安芸郡北川村和田字寺谷口北611番3まで	145	平成25年12月3日

高知県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野見港
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市多ノ郷字サガノ谷乙723番4	20	平成25年12月3日

公 告

高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第15条の規定により環境影響評価準備書及びこれを要約した書類（以下

「要約書」という。）の送付があったので、同条例第16条第1項の規定により次のとおり当該環境影響評価準備書及び要約書を縦覧に供する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事業者の氏名及び住所
香南清掃組合 組合長（南国市長） 橋詰 壽人
南国市廿枝1455
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称
香南清掃組合新ごみ処理施設整備事業
(2) 種類
一般廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設）
(3) 規模
処理能力 1日当たり120トン（1日当たり60トン×2炉）
- 3 対象事業が実施されるべき区域
南国市廿枝1455（香南清掃組合敷地内）
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
南国市、香南市及び香美市
- 5 環境影響評価準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
高知県安芸福祉保健所、高知県中央西福祉保健所、高知県須崎福祉保健所及び高知県幡多福祉保健所、南国市役所、香南市役所及び香美市役所並びに香南清掃組合
(2) 期間
平成25年12月3日から平成26年1月2日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
(3) 時間
午前9時から午後5時まで
- 6 意見書の提出
環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書を提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
(1) 意見書の提出期限
平成26年1月16日
(2) 意見書の提出先（5の(1)の場所のうち、南国市役所、香南市役所及び香美市役所においても受け付ける。）
郵便番号783-0023
南国市廿枝1455
香南清掃組合事務局
(3) 問い合わせ先
南国市廿枝1455

香南清掃組合事務局
電話番号088-863-1177

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年6月4日 25高須土第272号	高岡郡四万十町見付 字岩本2619番ほか	高岡郡四万十町見付1132番地1 株式会社 南国製菓 代表取締役 中城 洋仁

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年10月29日 25高都計第398号	南国市十市字八丁 3141番口	高知市薊野東町2番26号 ブルージュあざみ202号室 濱口 卓也

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第69号

宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成25年11月21日に次のとおり指示した。

平成25年12月3日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

- 1 操業の承認

3に定める操業区域（以下「操業区域」という。）において船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象者及び使用船舶

1に定める操業の承認（以下「承認」という。）の対象となる者は操業区域においていさき釣り漁業の実績を有する漁業協同組合員とし、使用する船舶は総トン数5トン未満の漁船とする。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

3 操業区域

宿毛市沖の島、鶴来島、黒箸、二並島、三ノ瀬島、室箸、水島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域とする。ただし、第三種共同漁業権共第3,131号から共第3,133号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁場区域を除く。

4 操業期間

操業期間は、1月1日から12月31日までとする。

5 制限又は条件

いさき釣りの制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して操業してはならない。
- (2) 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。
- (3) 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯するとともに、別記第1号様式によるプレート了他から見やすい場所に表示しなければならない。
- (4) 日没時1時間後から日の出時1時間前までの間は、操業及び操業区域における船舶の錨泊をしてはならない。

6 遵守すべき事項

尾叉長19センチメートル未満のいさきを釣ってはならない。

7 報告義務

承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にあつては、その住所地为管轄する都道府県の高知海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。

8 承認の取消し

委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

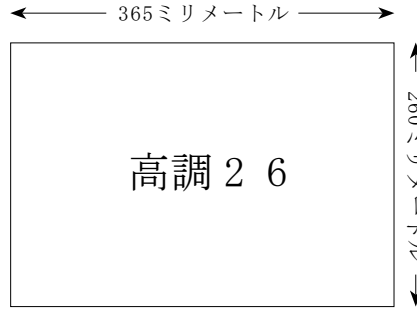
9 指示の有効期間

指示の有効期間は、平成26年1月1日から平成27年12月31日までとする。

別記

第1号様式

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第2号様式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住所
氏名



年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延べ操業日数	漁獲量(kg)	漁獲金額(円)	操業海域
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				